

医療 DX 推進体制に関する説明事項

当事業所は、より質の高い看護を目指し、医療 DX 推進体制を整えています。

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

【目的】

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

【個人情報の取り扱い】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用致しません。

【資格情報の提供】

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしに資格確認を行う事はありません。

【施設基準】

- 1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定するオンライン請求を行っていること。
- 2) 健康保険法第3条第13項に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること。
- 3) 医療 DX 推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に提示していること。
- 4) 3の提示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

令和6年6月1日
Airy 訪問看護ステーション